

43 二條離宮拝観は都合に依り六月十一日より六月二十四日迄停止の件通牒
〔昭和十二年六月〕

官秘七〇号
定決裁
6月1日
文書課長
(有原) 印
送発
6月2日
起案者
(佐藤) 印

昭和十二年六月一日起案 庶務掛長 (鴨村) 印
大臣、次官、秘書課長 (小笠原) 印 (槐) 印 (久芳) 印 (藤澤) 印

(注記1) 年月日 通牒案 秘書課長

直轄各部長
公私立大学長
公私立専門学校長
公私立高等学校長
各地方長官
(注記2) 宛
五月二十八日附第六七七号通牒不明 (佐藤) 印
(注記3)

通牒
今般二條離宮ノ拝観ハ都合ニ依リ本年六月十一日より同六月二十四日迄停止相成タル旨宮内省ヨリ通牒有之タルニ付御了知相成度

追而已ニ許可ノ分モ御取消シノ趣ニ付併セテ御了知相成度

第六八三号

(下 札)

昭和十二年五月三十一日

内匠寮主殿係

文部省官房秘書課御中

通牒

割印

五月二十八日附第六七七号ヲ以テ二條離宮拝観停止ノ件通牒致シ候処都合ニ因リ左記ノ通り停止期間変更候ニ付此段及通牒候

記

(注記4) 二條離宮拝観停止期間六月十一日ヨリ六月二十四日迄、追テ前ニ許可ノモノモ随テ許可取消シ候ニ付

御了承相成度

(注記1)

「完結」「急」

(注記2)

「記録掛/13・7・6/受領」

(注記3)

「二六」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「文部省/官秘70号/昭和12・5・31」

(下札)

①種別 い一/聯繫 /登録追加 /件名 宮内省通牒 直轄各

部等へ通牒 二條離宮拝観ハ都合ニ依リ六月十一日ヨリ六月二十

四日迄停止/番号 /結了年月日 昭一二六 一二/保存年限

ムキ/枚数 2

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省 3A, 30-5, 1045